

別 紙

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

本市の人口は平成 30 年 5 月末日現在、110,492 人で微減が続いている状況である。平成 26 年工業統計調査によると、市内製造業の事業所の 87.2%は従業員 30 人未満であり、99.0%は従業員 300 人未満の中小企業である。

そのため、本市では、市内の大多数を占める中小企業の経営支援のため、それまで中小企業に対する支援策ごとに相談窓口が異なっていたものを一本化し、経営に関する総合的なワンストップ窓口とすることを目的に、平成 25 年度に「みしま経営支援ステーション」（通称：M-ステ）を発足させ、意欲のある地元の中小企業が活躍できるビジネス環境の創出を図っている。

また、平成 27 年度には、中小企業振興施策を総合的に推進することを目的に中小企業振興条例を制定した。本振興条例に基づき、翌平成 28 年度には、本市の中小企業振興策を提言する「三島市がんばる中小企業応援会議」を設置し、条例に定める中小企業の振興のための 10 の基本的施策を総合的に進めることにより、市内中小企業に対する支援の強化・推進を図っている。

(2) 目標

本計画期間 2 年間の先端設備等導入計画申請件数 46 件以上を目標とする。

なお、「みしま経営支援ステーション」へ相談に来た中小企業に対し、生産性の向上に関する助言等を行うことで、市内中小企業者の生産性に対する意識の向上及び生産性を向上させる取り組みの促進を図っていく。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画が認定される事業者の労働生産性（導入促進指針に定めるものをいう。）が年平均 3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

市内の多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第 1 条第 1 項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

広く市内事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、三島市全域とする。

(2) 対象業種・事業

- ・本計画においては、中小企業者の幅広い取組を促すため、全ての業種を対象とする。
- ・本計画においては、中小企業者の幅広い取組を促すため、労働生産性が年平均3%以上に資すると見込まれる全ての事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国の同意日より2年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間、5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

- ・人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。
- ・公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。
- ・市税を滞納している事業者は先端設備等導入計画の認定対象としない。
- ・上記以外の健全な地域経済の発展の妨げになると認められるものについても、先端設備等導入計画の認定対象としない。
- ・本市環境基本条例、景観条例などにも配慮すること。
- ・市が認定した先端設備等導入計画の進捗状況について、調査を実施する場合がある。

(備考)

用紙の大きさは日本産業規格 A4 とする。